

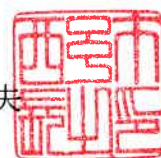
西予市公告第 66 号

下記森林について、森林経営管理法(平成 30 年法律第 35 号)第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和 5 年 11 月 1 日

西予市長 管 家 一 夫



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	地区名	森林面積	森林所有者数	筆数	整理番号
1	宇和町多田地区	7.71ha	10 名	16 筆	多田地区集 1～10
2	野村町野村地区	2.34ha	3 名	3 筆	野村集 1～3
3	城川町魚成地区	9.61ha	10 名	16 筆	魚成地区集 1～10

2 縦覧場所

西予市産業部林業課林業活性化センター

西予市野村町野村12号619番地

西予市ホームページ

(リンク<https://www.city.seiyo.ehime.jp/>)

3 本公告により、西予市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。